

日常からの備え

▶ 非常持ち出し品チェックリスト

食糧関係

- ☐ 水
(1人1日3リットルを目安)
- ☐ 鍋や水筒
- ☐ 乾パンや
クラッカー・缶詰など
- ☐ ナイフ・缶切り
- ☐ レトルト食品
- ☐ 粉ミルク・ほ乳びん



安全対策

- ☐ 救急医薬品
- ☐ 常備薬の予備
- ☐ 防災ずきんや帽子
- ☐ 底の厚い靴



衣類関係

- ☐ 衣類・下着
- ☐ 寝袋
- ☐ 雨具
- ☐ タオル・毛布



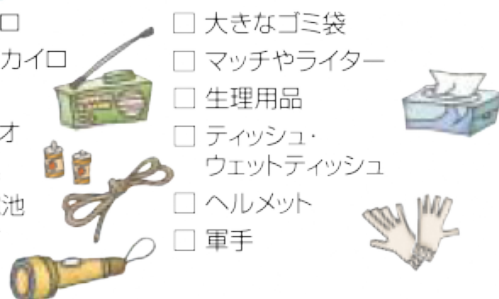
貴重品

- ☐ 現金(小銭も必要)
- ☐ 預金通帳や有価証券など
- ☐ 印鑑
- ☐ 連絡カードや身分を
証明するもの



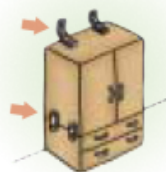
日用品

- ☐ 卓上コンロ
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ ロープ
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 筆記用具
- ☐ 予備の電池
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 大きなゴミ袋
- ☐ マッチやライター
- ☐ 生理用品
- ☐ ティッシュ・
ウェットティッシュ
- ☐ ヘルメット
- ☐ 軍手



▶ 家具等の転倒防止の工夫

タンス・本棚



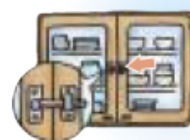
L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。

照明器具



チェーンと金具を使って数カ所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。

食器棚



L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下に、軽い食器は上の方に置く。また、扉が開かないように止め金具を付ける。

▶ 災害時要配慮者について

災害時要配慮者とは、災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない方で、自分の住所や名前、本人の状況など個人情報や自主防災組織・民生児童委員・消防団などへ提供することに同意される方が対象となります。

- 1 65歳以上の高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方)
- 2 介護が必要な方(要介護3・4・5)
- 3 障害をお持ちの方(障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級)
- 4 その他、災害時に自力で避難することが困難な方

▶ お問い合わせ先

申請の手続きなどの詳細は、井手町役場総務課(TEL 82-6161)までお問い合わせください。

木造住宅改修の補助・費用の一部助成

井手町では、木造住宅の耐震診断を希望される住民に対し、耐震診断士を派遣する事業を実施しています。また、耐震診断を行った木造住宅に対し、耐震改修にかかる費用の一部を助成します。

木造住宅耐震診断士派遣事業の対象となる住宅

次の要件すべてに該当する木造住宅が対象となります。

- 1 住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
(一戸建て住宅・長屋住宅等が対象)
- 2 昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの。
- 3 簡易耐震診断の診断結果の評点が9点以下であるもの。

必要な費用:2,000円
(耐震診断一戸あたりの自己負担額)

木造住宅耐震改修の補助対象となるもの

次の要件すべてに該当する木造住宅が対象となります。

- 1 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
(床面積の2分の1以上を住宅の用途として使用しているもの)
- 2 井手町木造住宅耐震診断士派遣事業または平成18年3月31日以前に建築士による耐震診断を行っていること。
- 3 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上に向上させるもの。
- 4 井手町が特に耐震改修を促進すべきと定めた地域に建築されていること。
- 5 町税等の滞納がない者であること。

補助金額:
木造住宅耐震改修に要する費用額の2分の1
(ただし上限は60万円)

▶ お問い合わせ先

補助対象・補助金額・必要書類等の詳細については、井手町役場建設課(TEL 82-6167)までお問い合わせください。